



IBインカレ

International Business Studies
Intercollege Competition

出場チームのための 公式ガイドブック

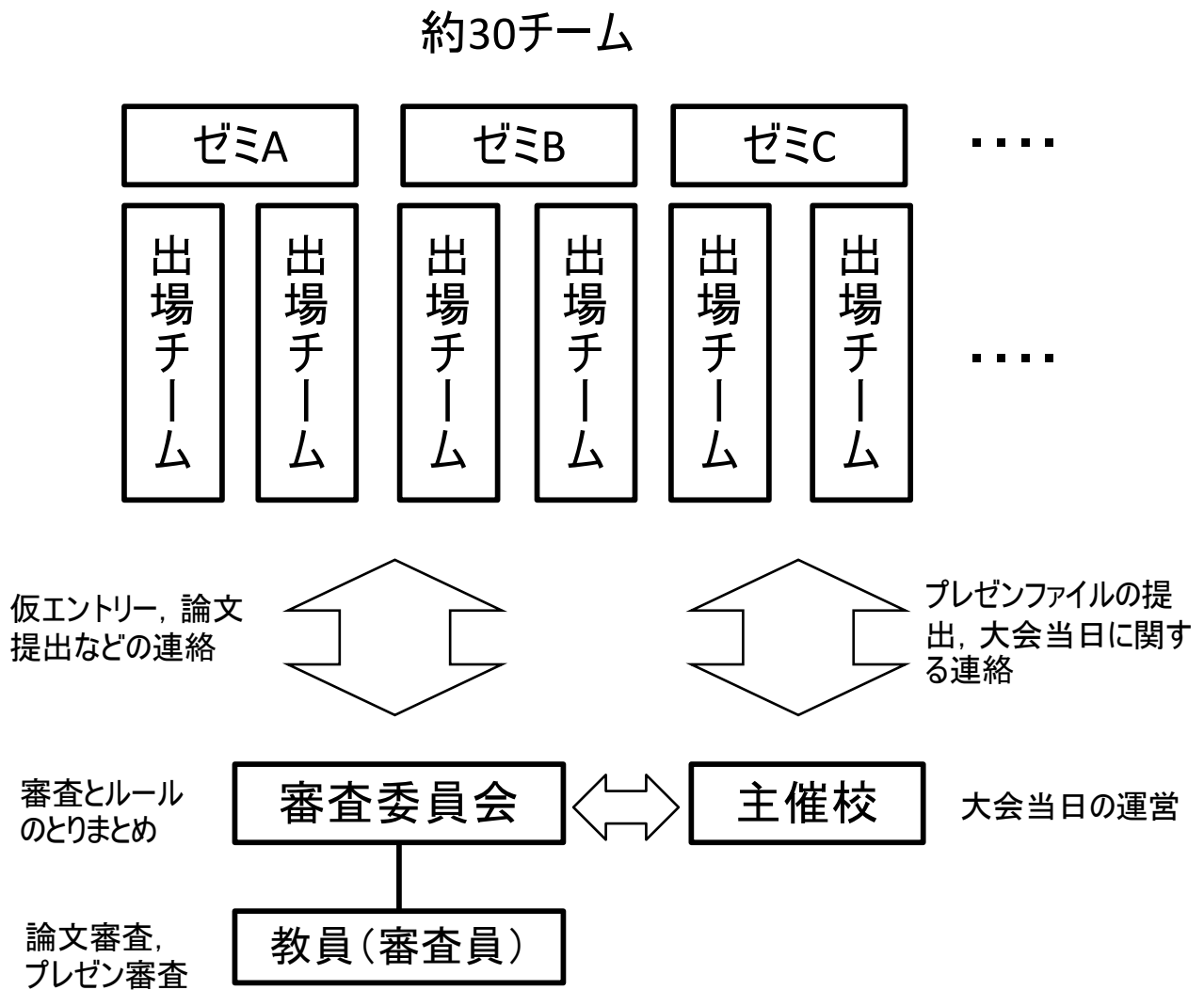
IBインカレ審査委員会

2019年7月25日改訂

目次

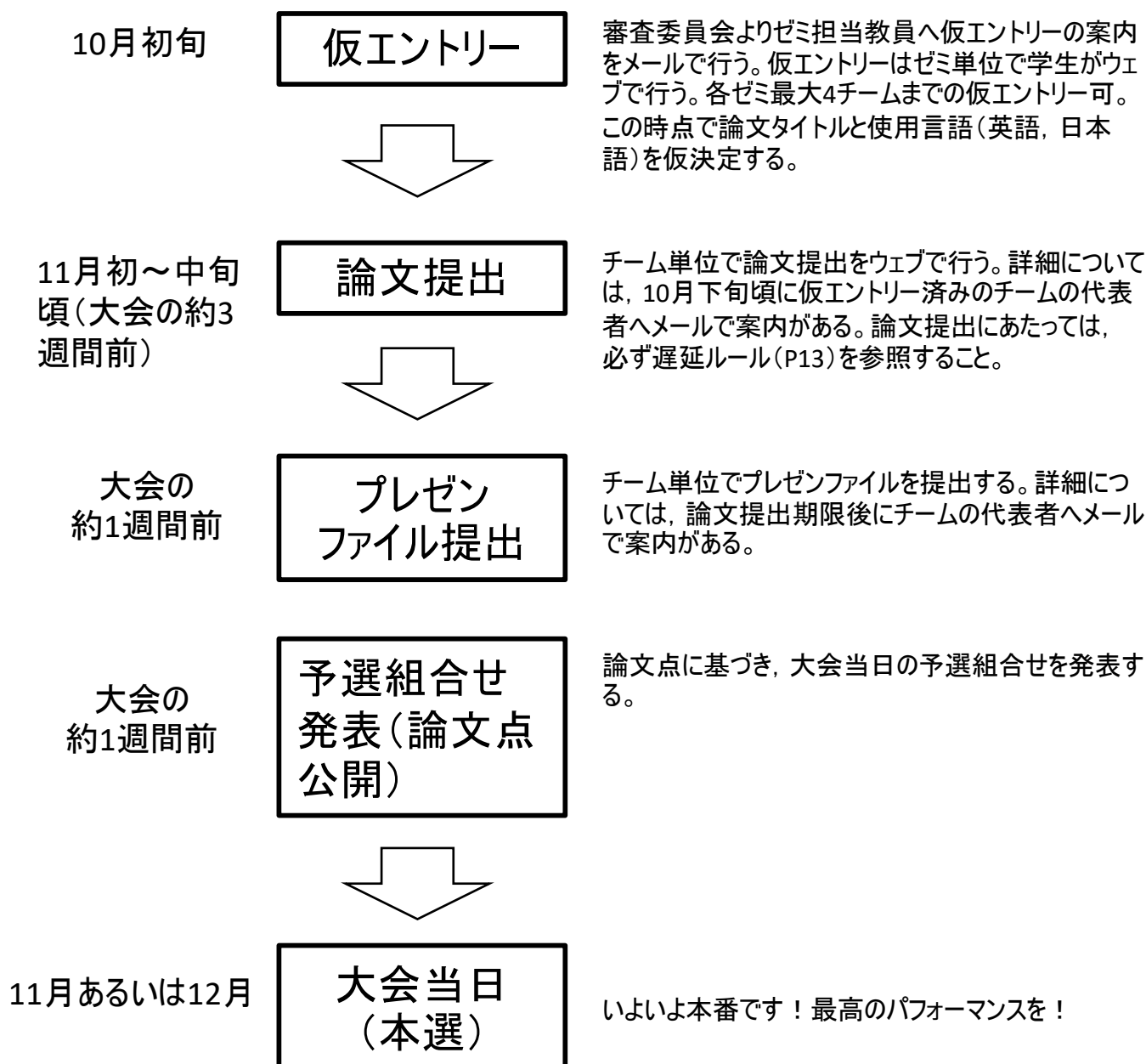
- 1) IBインカレ運営体制図 (P2)
- 2) 大会までの流れ (P3)
- 3) 審査と表彰について (P4)
- 4) 大会当日 (本選) について (P5)
- 5) ルール集
 - ・論文執筆要項 (P6～8)
 - ・論文審査項目 (P9)
 - ・プレゼン審査項目 (P10)
 - ・プレゼンのルール (P11～12)
 - ・遅延に関するルール (P13～14)
 - ・剽窃に関するルール (P15～16)

1) IBインカレの運営体制図



2) 大会(本選)までの流れ

IBインカレは出場チームの皆さん全員で作る大会です。皆さんの協力をよろしくお願いします。ゼミ代表学生, 出場チームの代表学生の皆さんには審査委員会よりメールで連絡が入ります。以下の流れを十分理解の上, 審査委員会からの案内・連絡事項のうち, 必要な事項に関しては必ず期限内に対応するようにお願いします。



3) 審査と表彰について

IBインカレでは、事前に提出する「論文」と本選(大会当日)に実施する「プレゼンテーション」の2つの得点の合計で競います。

配点

論文……………35点

プレゼンテーション…15点

- * 審査項目, 論文執筆等に関する詳細については
5)ルール集を参照

英語論文について

- 英語論文を提出した場合は, 論文点に3点を加算する
- 英語論文は当日の発表での使用言語も英語とする

表彰と入賞について

- 決勝進出のファイナリスト(8チームを予定)を入賞とする
- 上位3チームを表彰する
- ファイナリストを除く予選出場チームの中からも優秀なチームと個人を表彰する
- 優勝チームの論文は再編集し, 日経広告研究所発行の『日経広告研究所報』に学生論文として掲載する(大会の翌年10月頃に掲載予定)

4) 大会当日(本選)について

- IBインカレ本選(大会当日)は予選(午前)と決勝(午後)方式を採用する
- 予選では6ブロックの設置を予定している(各予選グループに4~5チームを配置する)
- 予選ブロックは、論文点、上位チームと下位チームが混合するように組む(例えば、ABCの3つの予選ブロックの場合、論文点1位=A, 2位=B, 3位=C, 4位=A, 5位=B, 6位=C, 7位=A...へと順に配置する)
- 予選ブロックへの配置において、英語論文と日本語論文は区別しない
- 決勝出場枠(ファイナリスト)は8チームを予定している
- 各予選ブロックより上位1チームが午後の決勝へ進む
- 各予選ブロック2位通過のチームの中から、さらに上位2チーム程度が決勝へ進出する(ワイルドカード方式)

5) ルール集

2018年9月10日改訂
2019年7月25日一部改訂

論文執筆要項

第1条 使用言語

投稿原稿は日本語または英語のいずれかで記述すること。

第2条 字数と書式

日本語原稿は、横書きA4用紙1枚につき40字×30行で15,000字以上、25,000字以内とし、英語原稿はA4用紙1枚につきダブル・スペース20行で5,000語（words）以上、8,000語（words）以内とする。フォントについては、日本語の場合はMS明朝とし、英語の場合はcenturyとする。フォントサイズは10.5とし、章と節などのフォントは12とし、太字とする。字数には、要旨、本文、注、参考文献、図表等をすべて含むものとする。英語原稿の参考文献欄等に日本語（日本語文献等）を含める際は、日本語3文字＝英語1wordとして換算することとする。

第3条 論文のテーマ

論文テーマは原則として国際ビジネス研究に関するものとする。国際ビジネス研究とは、国境を越えるあらゆるビジネスの活動、現象、理論を対象とする。また産業、企業、市場等の国際比較研究や日本以外の国や地域におけるビジネスを対象とする研究を含む。尚、国際ビジネスを対象としない研究テーマを設定することも可能ではあるが、その場合は論文中に当該研究と国際ビジネス研究との関係について1,000字程度（英語の場合は500words程度）で説明することとする。

第4条 論文の体裁

原稿の1枚目（表紙）には、日本語原稿の場合はタイトル、著者全員の氏名、所属を日本語と英語で併記し、代表者の電話番号と電子メール、文字数（語数:word）を記す。英語原稿の場合、これらの項目についての日本語記載は任意とする。原稿の2枚目には、日本語原稿の場合はタイトル、要旨、キーワード（6つ以内）を日本語と英語で併記する。但し、日本語要旨は400字、英語要旨は150語（words）程度とする。英語原稿の場合、これらの項目についての日本語記載は任意とする。原稿の本文（第1ページ）は、3枚目から始まるものとする。図表は本文の中に挿入し、本文の最後尾に参考文献を記す。注は文末脚注とする。添付資料をA4サイズで10枚まで添付することを認める。尚、添付資料とは、アンケート用紙（調査票）、訪問企業リスト、ヒアリングデータ、写真、その他データ類などの補足資料のことを指す。添付資料は参考文献リストの後に続けて添付すること。

第5条 図表等の挿入

図表は、1枚200字（英語の場合は60words）換算とし、通し番号を付ける。著作権法に基づき、データの出所や引用文献などの表記は明確に行わねばならない。

第6条 参考文献の記述方式

1. 本文中で引用した文献については（著者，刊行年）とする。
例：多国籍企業の戦略行動は...という特徴を持つ（Teece, 2011）。
2. 複数の文献を同時に引用する場合はアルファベット順に並べる。
例：...と指摘されている（Buckley, 2009；Rugman & Verbeke, 2012）。
3. 著者に言及する場合あるいは直接引用の場合は，著者（刊行年：ページ）とする。
例：諸上（2017：28～29）によれば「○○は...である」という。
例：...that have discussed in his recent article (Teece, 2014：3-5).
4. 脚注を使用する場合は文末脚注（後注）とし，参考文献リストの前にまとめて挿入する。脚注の数は可能な限り最小化する。
5. 本文で引用した文献については，原稿の末尾に参考文献として一括して記述する。その際，「著者」（刊行年）「文献名」「雑誌名」の順とする。和文，英文ともにアルファベット順に並べてリスト化する。ウェブサイトからの引用文献にはURLと閲覧日を記すものとする。以下の6に表記例を示す。ここに含まれない引用については，その表記形式は任意とするが，引用元，著者（機関），発行年などを明確に示すこと。
6. 参考文献の表記例

和文の場合

書籍

關智一（2017）『イノベーションと内部非効率性：技術変化と企業行動の理論』白桃書房。

諸上茂登・Massaki Kotabe・大石芳裕・小林一編著（2007）『戦略的SCMケイパビリティ』同文館出版。

書籍内の章

大石芳裕（2013）「グローバル・マーケティングの特徴」大石芳裕・山口夕妃子編著（2013）『グローバル・マーケティングの新展開』白桃書房，3-16頁。

和文の場合(続き)

論文

内田康郎 (2012) 「ユーザー主導の標準化プロセスとロイヤリティフリーー国際標準化に向けた新たなプロセスがもたらす戦略的意味ー」『国際ビジネス研究』第4巻2号, 93–113頁。

訳本

Teece, D. J. (2009) *Dynamic Capabilities & Strategic Management*. London: Oxford University Press (谷口和弘他訳 (2013) 『ダイナミック・ケイパビリティ戦略』ダイヤモンド社。)

英文の場合

Journal articles

Iguchi, C. (2012) “Globalization of R&D by TNC subsidiaries: the Case of South East Asian Countries”, *Asian Business and Management*, Vol. 11, No.1, pp.79–100.

Usui, T. Kotabe, M. & Murray, J. Y. (2017) “A Dynamic Process of Building Global Supply Chain Competence by New Ventures: The Case of Uniqlo”, *Journal of International Marketing*, Vol. 25, No. 3, pp.1–20.

Books

Rugman, A. M. (2005) *The Regional Multinationals: MNEs and ‘Global’ Strategic Management*, Cambridge: Cambridge University Press.

Chapters in edited books

Teece, D. J. (1987) “Capturing Value from Technological Innovation: Integration, Strategic Partnering and Licensing Decisions” in R.B. Guile and H. Brooks, (eds.) *Technology and Global Industry: Companies and Nations in the World Economy*. Washington, D.C.: National Academy Press, pp.19–38.

その他

ウェブサイトからの引用

国土交通省観光庁観光白書担当「観光白書平成30年度版」,
(<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000008.html> 閲覧日:
2018年9月2日)

論文審査項目

2019年7月25日改定

各5点*7項目=35点満点

項目		想定する論文の パート	内容
1	形式(「論文執筆要項」の 遵守)	全体	論文執筆要項の形式を守れているか?
2	文章表現の適切性・論旨 の分かりやすさ	全体	文章としてわかりやすく表現できているか?
3	問題意識の妥当性	文献レビューと仮説 構築パート	文献レビューを通じて、学術上意義のある問題意識を明示できているか?
			既に誰かが取り組んでいる問題ならば、それを明記した上で、それとの差別化はできているか?
			仮説を作っているのであれば、それは妥当な仮説か(仮説自体の説明は十分か)
			実務上にも意義がある問題意識ならば尚良いが、それだけでは十分とは言えない
4	データの量と質	方法論パート	そもそも方法論(定量ないしは定性)の選択には妥当性はあるのか?
			そのデータを取得するのにどれだけの時間と労力を費やしているか?
			そのデータにどこまで希少性があるか(業界を代表するような方へのインタビューなどの資料的価値、既存研究が行っていないような定量調査、データ収集方法等)
			データは妥当な方法で取得できているか(インタビューの方法、尺度開発やサンプリングフレームの問題)
5	分析の妥当性	方法論と分析パート	正しい手続きを踏んでデータを分析できているのか?
			→定量調査ならば、「明らかにしたい仮説」を正しい分析方法で、正しいモデルで分析できているのか?(たとえば、分析方法を理解していなかったり、明らかに重要なコントロール変数を無視している場合は問題となる)
			→事例調査ならば、質的データを正しい手続きを用いて要約(たとえば、コード化)できているか?手に入れたデータから見えた論理を、矛盾なく議論できているのか(〇〇ということを主張するために無理ないストーリーが描けているか?他の可能性があると対抗 仮説を潰しているか?)?トライアングレーションを用いていると尚良い
6	分析結果の解釈の妥当性	分析結果(または ディスカッション) パート	分析結果を正しく解釈しているか?無理な主張をしていないか?
			当初の問題意識に答えられているか?
			独自の発見事項を明確に示せているか?
7	インプリケーション(理論, 実務両面)	結論(またはディス カッション)パート	理論面で何を貢献したのか?実務面で何を貢献したのか?
			→この論文の新規性が何で、それがどのような意味を持つのかを十分説明できているか?

プレゼンテーション審査項目

各5点＊3項目＝15点満点

1. 適切な言語と非言語表現（スライド含む）によるわかりやすさ
2. 論理的一貫性（結論までが一貫したストーリーとして伝達できたか）
3. 質疑応答における回答（回答内容，回答時間，表現の適切性など）

以下の行為は減点の対象となる場合があるので注意すること。

- ・ 論文提出後に追加した文献やデータを明確に提示していない場合
- ・ プレゼンの時間を守らない場合
- ・ プレゼンファイルの提出が遅れた場合
- ・ 当日の審査員への配布物を指示通りに準備しなかった場合
- ・ 主催校，審査員の指示に従わない場合

尚，パソコンやプロジェクターなどの機器の動作不良による不慮のアクシデントは減点の対象とはならない。

プレゼンテーションのルール

2019年7月25日一部改訂
IBインカレ審査委員会

1. プレゼンテーションの審査項目
 - ・ 審査項目のページを参照（前ページ）。
2. データファイル（プレゼンファイル）の提出と共有について
 - ・ プレゼンファイルの提出は、ゼミ単位ではなく出場チームごとに行う。
 - ・ プレゼンファイルの提出期限、提出方法については、論文提出期限後に出場チームの代表者へメールで案内がある。この案内に従い、提出期限内に指定の方法で提出する。
 - ・ プレゼンファイルは「マイクロソフトパワーポイント」のファイル形式で準備すること。当日の運営効率化のため、他の形式（PreziやKeynoteなど）は認めない。また容量は25MB以下とする。
 - ・ ファイル名は「大学名_ゼミ名_チーム名」とする（立教大学關ゼミナールA班の場合、「rikkyo_seki_A」とする）。
 - ・ 各出場チームは審査員への配布資料30部を印刷して当日会場に持参する。
 - ・ 出場チームとオブザーバーは、別途案内する共有フォルダより、すべてのプレゼンファイルをダウンロードの上、以下のいずれかの方法にて大会当日に準備しておく。
 - ◇ ゼミ内で必要部数を印刷して当日持参する。
 - ◇ パソコンあるいはタブレット（iPadなど）を使用して当日プレゼン資料を表示・閲覧する。尚、スマートフォンの会場での使用は一切認めないので注意すること。
3. 審査員の配置と審査方法
 - ・ 各審査員の持ち点は15点とし、全審査員の平均点をプレゼン評価点とする。
 - ・ 午前の部では各予選会場に2ないしは3名の審査員を配置する。
 - ・ 午後の部では全審査員が審査を担当するが、自身のゼミの審査は行わない。
 - ・ 午前（予選）と午後（決勝）におけるプレゼン内容は原則として同一とするが、微調整、微修正は認める。
4. 時間配分と小道具に関するルール
 - ・ プレゼンテーションは15分間とする（15分経過した時点で強制終了となる）。
 - ・ 質疑応答は10分間とする。
 - ・ 公平を期すため、プレゼンテーションでは、レーザーポインター、パネル、ボードなどの小道具は一切使用できない。

5. 質疑応答におけるルール

- ・ プレゼンテーションにおける司会者は主催校の担当者が担当する。
- ・ IBインカレ出場学生（論文執筆者）は各会場の司会者の指示に従い、指定された場所に着席する（出場学生とオブザーバーの区別を明確にするため）。
- ・ **質問は出場学生、オブザーバーの区別なく受け付ける。**
- ・ 大会の目的である「切磋琢磨の場の創造」の観点より、報告者の論文の質を高めることに資する質問を心がける。
- ・ 質問者は事前に論文を読み、質問を準備してこることが望ましい。
- ・ 質問者は挙手の上、司会者による指名の後、所属ゼミと氏名を発言してから質問を開始する。
- ・ 時間内に3名程度の質問を受け付けられるように、冗長な質問と回答は避ける。
- ・ 1回の挙手にて受け付ける質問は1問とする。
- ・ 公平を期すため、審査員は質問を行わない。
- ・ 出場学生、オブザーバーより質問がない場合に限り、審査員がコメントを述べるができる（コメントの有無は審査員に一任する）。

6. 英語論文報告における質疑応答について

- ・ 使用言語は英語とする
- ・ 英語論文チームに対して質疑応答の中で1回のみ日本語で質疑応答を行う権利を与える。この権利は予選、決勝それぞれに1回とする。具体的には、英語での質問を十分に理解できない場合、あるいは英語での回答に窮する場合、「日本語で再度質問をお願いします」「日本語で回答いたします」と発言し、その質問に対してのみ日本語を使用できる。その選択権は発表者側にある。すべての質問者はまず英語で質問しなければならない。但し、日本語の理解が不自由な留学生による質問に対してはこの権利は行使できない。この新ルールは質疑応答の質を高めることを目的としている。
- ・ **日本語論文チームは英語論文チームに対して日本語で質疑応答を行うことができる（英語の使用も可）。**

7. 参加者の区分

出場学生

論文執筆者（論文表紙に氏名記載のある出場チームの学生）

オブザーバー

出場学生と審査員を除くすべてのオーディエンス。具体的には出場ゼミ所属の学生（2年，3年，4年），OBOG，オブザーバーゼミの参加学生など

以上

IBインカレ 論文提出の遅延に関するルール

2018年9月10日制定
IBインカレ審査委員会

IBインカレ審査委員会（以下、審査委員会）では、大会の円滑な進行のため、また、全ての出場チームが公平な条件の下で審査を受け、競うことを目的として、論文の最終提出の遅延に関連するルールを制定する。

IBインカレにおける論文の最終提出期限は、提出期限以降のプロセス、つまり論文審査 および大会開催の準備と運営までの円滑な進行を確保するために設定している。提出期限から本選当日までの限られた期間内で、教員が論文を審査し、その結果を審査委員会が集約し、主催大学（ゼミ）が当日のプログラムを作成する、という段取りを滞りなく進めるためには、出場を予定する全てのチームが、提出期限を守り、審査委員会および主催大学（ゼミ）に協力することが必要不可欠である。この提出期限を守らなかったチームは、大会の円滑な進行を妨げたことになり、何らかのペナルティーを受けて然るべきである。

したがって、審査委員会は、論文提出および本エントリーに関する提出期限の遅延に関するルールを策定し、これによって、全てのチームに提出期限の厳守を改めて呼びかけ、提出期限の遅れが生じないことを期待したい。

では、最初に、提出と提出期限に関し、定義する。

【提出の定義】

IBインカレに出場するチームが、本エントリー（フォーム入力）および論文提出といった必要な作業を完了させ、かつ、その完了をIBインカレ審査委員会が確認した状態を提出とする。そうでない場合は、提出していないものとみなす。なお、フォーム入力や論文提出の方法は、毎年別途定めるが、原則としてすべてウェブ上で行われる。

【提出期限の定義】

IBインカレ審査委員会が設定した、論文の最終提出期限のこと。この日時は、毎年別途定める。

次に、提出の遅延に関するルールを以下に定める。

【提出の遅延に関するルール】

審査委員会では提出の遅延は失格に値すると認識している。特別措置として以下のルールを設定する。

1. 提出が提出期限までに完了しなかった場合、うち、期限日時から3時間以内の遅延の場合、論文点から5点の減点とする。3時間以上の遅延の場合、予選より出場を認めない。すなわち失格となる。なお、3時間は、何らかの不可抗力によってやむを得ず提出が遅延した場合であっても、別の手段によって提出を完了することが十分に可能な時間として設定している。
2. 一旦提出が完了した後の修正は、提出期限の前後に関わらず、またチーム名、代表者名、メールアドレスなど、出場チームに関するデータの修正も含め、一切認めない。なお、審査委員会が、必要データの欠損や不備等により大会運営に大きな影響を及ぼすと判断する場合、当該チームは、審査委員会の要請に応じて、必要箇所を修正して再提出する。その場合も、一律5点減点とする。
3. 出場予定チームは、論文提出に関する審査委員会から問い合わせに対して、審査委員会が問い合わせのメッセージを送信した時刻から24時間以内に返信しなければならない。24時間以内に返信のなかった場合、うち、審査委員会がとくに重要な過失があると判断する場合、最大5点を減点する。
4. なお、1から3のルールについては、理由の如何を問わず全てのチームに対して公平に適用される。電車の運休や遅延、パソコンやネット接続の不調、体調不良などの理由であっても同様である。例外適用については、必要に応じて審査委員会で協議する。

以上

IB インカレ 剽窃に関するルール

2018年9月10日

IB インカレ審査委員会

IB インカレ審査委員会では、過去の大会で、剽窃にあたる論文が提出されたことを重く受け止め、また、全ての出場チームが公平な条件の下で審査を受け、競うことを目的として、剽窃に関するルールを制定する。

【剽窃に関するルール】

提出された論文において、論文・書籍等の剽窃が見られた場合、失格とみなし、予選より出場を認めない。

【補足説明】

剽窃とは「既にかかれた文章を、出所を示さない形で自分の論文内で登場させること」を意味します。「既にかかれた文章」とは、本、論文のみならず、企業のホームページ、インターネット上の記述など、あらゆるものを含みます。自分自身が過去に書いたものであっても、出所を示さずにそのまま引用するのは望ましくないとされています。

なぜ剽窃が厳しく罰せられるのでしょうか。それは「文章を真似することが著作権上の問題になるから」だけではありません。「他人が作り出した知識をあたかも自分の知識のように使う」ことが、先人の研究に泥を塗ることになり、科学の発展を妨げることになるからです。研究というのは、常に過去の人たちの研究成果の上に積み上げられていきます。過去の研究があるからこそ、新たな研究を行うことができます。この際、過去の研究を引用することに「使用料」のようなものはかかりません。これは、研究の発展を期待する学者たちが作り上げた共通ルールです。

しかし、過去の研究成果を無断で、あたかも自分のもののように扱うことが横行したらどうなるでしょうか。各研究者は「盗まれない」ために自分の研究成果をオープンにしなくなったり、自分の研究を引用する際に「使用料」を取るようになっていたりするかもしれません。そのような息苦しい世界であれば、楽しくないので誰も研究活動を行わなくなるかもしれません。このよれば研究の発展は停滞する可能性が高いでしょう。研究を発展させるためには、剽窃を許してはいけないわけです。それ故に、IB インカレでも剽窃を厳しく罰することとしました。

ここで議論になるのは、「どれくらいの量ならば良いのか」「どれくらい変えれば良いのか」です。客観的に見て明らかに恣意性があるかどうかで判断されます。

まず量について。例えば論文の中の、一文だけが他人の論文と全く同じであったとしても、「偶然」である可能性が存在するため、剽窃とみなされないこともあります。

しかし二文や三文、特に一つの段落や複数の段落にわたって同じような文章が続く場合は、偶然の可能性は低いため、剽窃と判定されます。また、たとえ一文だとしても、元々の文章に誤字脱字があるにもかかわらず、それをそのまま引用していた場合は、剽窃とみなされるでしょう。

次に変更のレベルについて。過去の剽窃に当たる論文の多くは、そのまま引用したのではなく、語尾を変えたり、「てにをは」を変えたりしていました。これは剽窃の危険性を理解した上で、バレないように工作を行う、むしろ悪質な行為です。細かい言葉を変えたところで、文章の構成や内容、書き方の癖などから、他人の文章だということは判別できます。大学の教員であればだいたい見抜くことができます。

しかし上記は一般的に剽窃と判断されるときに状況を説明しただけであり、そもそも、「どのレベルなら剽窃とはみなされないか」の議論はナンセンスです。他人の文章を使うときは引用をすればよいだけですし、それ以外の部分は自分の言葉で語るというのが大原則であり、誰でも守れる簡単なシンプルなルールだからです。もし発覚しなかったとしても、剽窃をするということは自らの研究を自ら汚すことになります。どれだけ文章を書くのに苦勞をしても、剽窃は絶対に行わないよう、グループ内でお互いに強く共有してください。

審査委員会一同、今後も熱い研究活動を期待しています。